

第7次消費者委員会における 消費者基本計画の検証・評価・監視について

内閣府 消費者委員会 事務局

はじめに

消費者委員会では、消費者基本計画及び具体的な施策を定める工程表の実施状況や、消費者基本計画等に盛り込むべき新たな課題等に係る検討を、調査審議の重要な柱の一つと位置付けている。

第7次消費者委員会では、消費者政策におけるEBPM（証拠に基づく政策立案）を推進する観点から、工程表の改定に当たってアウトカム指標の積極的な設定や定量的な目標の設定等、KPI（重要業績評価指標）の見直しを進めることや、中長期的な課題として、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）情報と行政や民間が保有する情報との連携等について検討することの必要性を繰り返し指摘してきた。

そして、令和4年度が現行計画期間の折り返しであることも踏まえ、令和4年6月の工程表改定案に対する答申に附帯意見を付し、令和5年以降の工程表の改定に当たっては、次期計画の策定を見据え、より効率的かつ実効的に、消費者政策の実施状況が分かりやすい形で実施することを求めた。

第7次消費者委員会後半では、この附帯意見を踏まえつつ調査審議を行って、「消費

者基本計画等の実施状況に関する検証・評価及び消費者基本計画工程表の改定に向けた意見」（令和4年12月16日。以下「12月意見」という）、「消費者基本計画工程表の改定素案（令和5年3月）等に対する意見」（令和5年3月28日。以下「3月意見」という）の二つの意見（※）を发出了した上で、令和5年6月には消費者基本法第27条第3項の規定に基づく消費者庁からの意見聴取に対し、改定案について妥当である旨を答申した。

12月意見

令和4年11月の調査審議開始に当たり、消費者庁に対し附帯意見を踏まえた取組方針についてヒアリングを行った上で、順次関係省庁等へのヒアリングを行って、12月意見を取りまとめた。

12月意見では、令和5年の工程表改定から重点化と効率化を図ることや、ロジックモデルの試行等のEBPMの実践を進めること等の消費者庁の取組方針を評価した上で、KPIの設定に当たっては、PIO-NET情報をはじめとする行政や民間が保有する情報を組み合わせること、時系列的に分析すること等により、消費者政策における課題や政策効果の把握を速やかに行うことができるように取組

を進めることを求めた。

3月意見

令和5年1月以降も、関係省庁等へのヒアリングを行うとともに、3月9日には改定素案についてヒアリングを行った上で、3月意見を取りまとめた。

3月意見では、14の重点項目を設定してKPIの充実等に取り組んだことを評価した上で、施策の効果検証が可能となるようにKPIを設定することの重要性、時系列的な変化の把握や他のデータ等との組合せにより施策の効果等を分析することの必要性等について改めて指摘した。また、問題把握や政策変更の検討のためにはロジックモデルが重要であることから、3月時点で試行中のため非公開であったロジックモデルについても適切なタイミングで公表することを求めた。

工程表の改定

3月意見等を踏まえて修正された工程表の改定案について、6月8日にヒアリングを行った上で、同日付けで改定案について妥当である旨を答申した。

その後、6月13日の消費者政策会議（会長…内閣総理大臣）において工程表の改定が決定された。

※ 各意見等の詳細については、消費者委員会ウェブページ（<https://www.cao.go.jp/consumer/>）をご参照いただきたい。